

十六 新開

秋の彼岸 九月一十一日～一十六日 お中日九月一十三日

本年度も、参列者なしで実施致します

「暑さ寒さも彼岸まで」と言われるようには、彼岸の頃は季節の分かれ目に当たります。春の彼岸は、生き物をたたえ、自然を慈しむ時、秋の彼岸は、祖先を敬い、亡き人を偲ぶ時、と言われています。一年のうち、この季節の仏事を修行するように定めたのは、先祖の深い思いと智慧が込められていると思います。

日蓮聖人は『彼岸抄』に、「それ彼岸とは春秋の時節七日、信男信女ありて、もし彼の衆善を修して小行をつとむれば生死の此の岸より苦海の蒼波をしのぎ菩提の彼岸に至る時節なり、ゆえにこの七日を彼岸となづく。この七日のうち一善の小行を修せば、必ず仏果菩提を得べし。余の時節に日月をはこび功労をつくすよりは、彼岸の一日の小善はよく大菩提に至るなり。誰人かこの時節を知りて小善を修せざらん」と示されています。

住職ひと口法話 第八十一回

菩提寺に、その家のご先祖代々のお墓があり、そこで供養や法事、月命日のお勤めを行うのが通例です。家族の誰かが亡くなると、その寺の住職が戒名を授け、その後、葬儀を行うのが一般的です。

最近では、菩提寺との関係が疎遠になる傾向が増えてい
ると言われています。祖父母や親世代が菩提寺と交流を持
つていたにも拘わらず、それが承継されず家族が亡くなっ
た場合に、最初に菩提寺に連絡する必要があつても、菩提

菩提寺が遠くにある場合でも異なる寺院で戒名を受け、葬儀を済ませる事は避けるべきです。

また、家族が亡くなつた場合に時々、「戒名をつけても

お彼岸の期間に家族で、塔婆を建て、お花を供え、墓参するなどを通して、家の先祖のお墓や菩提寺の場所や連絡先を共有するようにしておくことが大切です。

日本で戒名が広まつたのは江戸時代と言われ、仏式の葬儀を行う場合、戒名は必要です。

家族が亡くなつた場合には、最初に菩提寺に連絡する必要があるため、事前にどの寺が菩提寺なのか確認する必要があります。

戒名は故人につけられるものだと思つている人が多い
ようですが、元々は出家して仏門に入つた者が、仏弟子になつた証として生前に与えられていました。その後、出家していない人も亡くなつた場合に戒名を授けてもらうようになりました。

に、六波羅蜜「布施(施すこと)・持戒(戒を守ること)・忍辱(耐えること)・精進(努力を惜しまないこと)・禪定(心を集中して自分を見失わないこと)・智慧(正しく判断する能力を養うこと)の六つの修行方法を表しています。しかし、一週間でこの六つを行うことは難しいと思います。そこで両彼岸の期間、仏壇に、浄水をお供えする(布施に当たる)、お花をお供えする(忍辱に当たる)、線香を供える(精進に当たる)、飲食を供える(禪定に当たる)、灯燭をともす(智慧に当たる)の五供を供え、お題目を唱える(持戒に当たる)ことで、六波羅蜜行を全部一度に修行しただけの功德が自然に与えられるのです。彼岸に、ご本尊を押し、「先祖のご恩を忍び、感謝し、命の大切さを後世に伝えましょう。

宝満寺の年中行事

一月	節分	厄除け・星祭
三月	彼岸中日	彼岸塔婆供養
四月	八日	花まつり(灌仏会)
四月	八日	オリエンテンプリンゲ
七月	十七日	お盆塔婆供養
七月	十七日	施餓鬼法要
九月	彼岸中日	彼岸塔婆供養
十月	十二日	お会式法要
十二月	月初旬	お盆締札

宝清寺のお墓の状況

平成二年九月

平成二年九月二十三日、師父石井前恭（日延）上人が遷化、住職を承継した平成三年四月より、山林を造成し、新しく墓所を整備して、橘墓苑を開設しました。当時、お墓が不足し購入が難しいとの風潮から、墓所を購入される方が多く、家族だけでは対応しきれなくなり、管理寺務所を設置致しました。現在も管理寺務所の寺務員が皆様のご供養のお手伝いをさせて頂いております。

昨今の風潮として、世代の交代や社会の状況から、従来のお墓の維持が難しいと、永代供養の相談を受けるようになり、平成二十年に納骨堂として「睡蓮堂」を新設しましたが、不足の状況から新たに本堂内に、「蓮華堂」を新設しました。

以来、各寺院や靈園でも納骨堂の募集が多く見られるようになりました。

お檀家のある方々から、宝清寺では樹木葬のお墓を作らないのかとの問い合わせがあり、令和三年に第一区画の樹木葬のお墓を新設したところ、申込者が多くたちまち完売に近づいたため、将来設置を予定していいた、第二・第三区画を建墓し現在に至っています。

前記のとおり、宝清寺には、**従来のお墓・永代供養の納骨堂・樹木葬のお墓**があり、それぞれお墓の形状は異なりますが、いざれの墓所を使用されていても、同じようく本堂やたちはな会館を使用しご供養をさせて頂いております。

そうした昨今のお墓の状況下、前回の「たちばな新聞」の記事をご覧になり、墓じまいの相談を受けることが多くなりました。宝清寺では、近年におけるお墓の承継問題にお困りの方への対応策として、檀信徒の皆様に、現在建立されご先祖をお祀りしているお墓を「永代供養墓」として残し使用する方法を提案しております。

「永代供養墓」に切り替えた場合、それ以後の管理料の納入の必要はなく期限を設けないで永代に亘り使用でき、今までどおり墓参をしていただき、本堂やたちばな会館でのご供養も可能です。

昨年は「永代供養墓」の申込をされた方が多数ありました。高齢になり墓参が困難な場合や、承継問題でお悩みの方は、ご遠慮なく管理寺務所までご相談下さい。